

岩手中部水道企業団工事費内訳書提出要領

平成27年4月1日

改正 令和元年10月7日

(趣旨)

第1 この要領は、建設業法（昭和24年法律第100号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき、岩手中部水道企業団が発注する建設工事の入札における工事費内訳書の提出について、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする建設工事)

第2 対象とする建設工事は、競争入札に付する全ての建設工事とする。

(工事費内訳書の提出)

第3 対象とする建設工事の入札に参加しようとする者は、あらかじめ工事費内訳書（別記様式）を作成し、入札書の提出時に併せて工事費内訳書を提出しなければならない。

2 初度の入札の結果、落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）が決定せず、直ちに再度の入札を実施した場合の工事費内訳書の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 再度の入札においては、工事費内訳書の提出は求めない。

(2) 再度の入札により落札者等が決定した場合は、当該者は入札書記載金額に応じた工事費内訳書を速やかに提出するものとする。

(審査)

第4 工事費内訳書の審査は、開札時に行うものとする。ただし、第3第2項第2号の規定により提出された場合を除く。

2 審査の対象は、落札者等とする。ただし、落札者等が次順位者以降に移行した場合は、次順位者以降とする。

3 くじ引きにより落札者等の決定を行う場合は、当該くじ引きにより決定した落札者等の工事費内訳書を審査する。その結果、当該者の工事費内訳書が無効となった場合には再度くじ引きを行う。

(入札の無効)

第5 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

(1) 記名又は押印を欠く場合

(2) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である場合

(3) 工事費内訳書の合計金額が入札書記載金額と異なる場合若しくは小計又は合計金額の計算に誤りがある場合

(4) 総額の記載のみで内訳の記載がない場合

- (5) 工事費内訳書が未提出の場合
- (6) その他入札に関する条件に違反した場合

2 落札者等を決定した後に落札者等以外の入札者の工事費内訳書による入札の無効が明らかになった場合においても、落札決定後の入札事務を妨げないものとする。

(工事費内訳書の取扱い)

第6 提出された工事費内訳書の取扱いは、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 提出された工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (2) 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- (3) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ、公正取引委員会及び警察に提出する場合がある。

(準用)

第7 建設関連業務に係る業務委託費内訳書の提出は、第2から第6の規定を準用する。